

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策

辰野町産業振興課

1. 新型コロナウイルスに関する商工業経営相談窓口

中小企業経営や資金繰り等に関する相談に対するため事業者の皆様向けの相談窓口を各支援機関にて開設しております。

町内相談窓口

機 関	電 話
辰野町産業振興課	0266-41-1111
辰野町商工会	0266-41-0258
八十二銀行辰野支店	0266-41-1182
アルプス中央信用金庫辰野支店	0266-41-0005
アルプス中央信用金庫宮木支店	0266-41-3481
アルプス中央信用金庫小野支店	0266-46-3131
アルプス中央信用金庫いほく支店	0265-79-1300

2. 辰野町商工業振興資金「特別経営安定対策資金」

新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている町内中小企業の経営の安定化を支援するため、下記のとおり新たな融資枠を設けました。

セーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証の認定を受けた中小企業に対し、従来よりも低利かつ返済期間、据置期間を延長し、借入から 5 年間の全額利子補給、全期間の保証料を補給します。

1. 融資対象：セーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証の認定を受けた者
2. 資金用途：設備・運転
3. 貸付限度：2,000 万円
4. 貸付利率：0%（貸付利率 1.0%に対し町が全額利子補助を行います）
5. 利子補助：5 年間
6. 償還期間：10 年以内
7. 据置期間：24 月以内
8. 保証料金：100%町負担
9. 連帯保証：要しない。※法人は原則 1 人以上の連帯保証人必要。
10. 担 保：必要に応じて徴する。
11. 取扱期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 15 日まで

※令和2年6月15日までにセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の申請を行った者。

※令和2年6月15日までに申請された認定書であれば、認定有効期限の令和2年8月31日までの融資が可能です。本資金は令和2年4月1日から取扱を開始しています。お問い合わせ、ご相談については辰野町産業振興課、町内金融機関までお願いします。

※本資金については、町内金融機関を通じてお申し込みください。

3. 日本政策金融公庫「小規模事業者経営改善資金（マル経）」利子補助

日本政策金融公庫が取り扱う国民生活事業融資「小規模事業者経営改善資金」（通称：マル経）に対し利子補助を行います。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置で、貸付利率 0.31%（令和2年3月23日現在）新型コロナ対策マル経が設けられました。新型コロナ対策マル経に対する利子補助によって実質貸付利率が0%となります。

1. 対象者：辰野町商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者
2. 資金用途：設備・運転
3. 貸付限度：2,000万円（マル経） 1,000万円（新型コロナ対策マル経）
4. 貸付利率：1.21%（マル経）、0.31%（新型コロナ対策マル経）

※利率は令和2年3月23日現在のものです。最新情報は

[「日本政策金融公庫 マル経（小規模事業者経営改善資金）」（外部ページ）](#) をご覧下さい。

5. 利子補助：0.31%
6. 補助期間：3年間
7. 償還期間：設備10年以内 運転7年以内
8. 保証料：無保証
9. 連帯保証：不要
10. 担保：無担保
11. 取扱期間：令和2年3月17日から終息まで（新型コロナ対策マル経）

※本資金については、辰野町商工会（0266-41-0258）を通じてお申し込みください。

お問い合わせ先

辰野町産業振興課 担当 岡田・野澤・成瀬

T E L : 0266-41-1111（内線 2145）

F A X : 0266-41-4651

MAIL : sangyou@town.tatsuno.lg.jp